

国立大学法人島根大学生物資源科学部と
島根県立松江農林高等学校との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学生物資源科学部（以下「甲」という。）と島根県立松江農林高等学校（以下「乙」という。）が包括的な連携のもと、教育、地域貢献、研究の分野において相互に連携協力し、持続可能な農林業の実現と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携協力)

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) 高大連携の推進に関する事
- (2) 農林業分野の教育に関する事
- (3) 地域社会との連携に関する事
- (4) その他本協定の目的に資する事

(協議)

第3条 前条に関する具体的案件及び協力内容は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和8年（2026年）3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、甲乙協議のうえ本協定書を改定することができる。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和7年（2025年）5月19日

甲 国立大学法人島根大学
生物資源科学部長

上野 誠

乙 島根県立松江農林高等学校
校長

板垣 悟史